

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月4日 14時00分ごろ
発生場所	明石海峡大橋付近 明石港東外港南防波堤灯台から真方位120° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 37.7′ 東経135° 01.2′)
事故の概要	水上オートバイ ^{ジーティエックス} GTX155 は、漂流中、また、水上オートバイ ^{スリーピング シープ} Sleeping sheepは、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ GTX155、0.2トン 260-49540兵庫、個人所有 B 水上オートバイ Sleeping sheep、0.2トン 280-45663兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 操縦ハンドル等の損壊 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期、 潮流 東南東流約0.5ノット
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、遊走する目的で、B船と共に兵庫県神戸市塩屋漁港を出航し、明石海峡大橋西方の海域（以下「本件海域」という。）において、明石海峡大橋の写真撮影のために船首を南西方に向けて漂流を始め、船長Aが左舷側の明石海峡大橋を撮影中、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件海域において、A船の東側約20m離れたところで船首をA船の方に向け、船長Bが、アイドリング状態で操縦席に座ったまま正船尾方を向いて明石海峡大橋を写真撮影していた際、衝撃を感じてA船に衝突したことに気付いた。 B船は、操縦ハンドルの損壊により操縦に支障があったA船をえい航して帰港し、船長Bは帰港中に118番通報した。 船長Bは、A船と反対方向の明石海峡大橋を写真撮影中、アイドリング状態であったことによりB船が西進し、A船に近づいていることに気付かず、波によりB船の船首部が持ち上がった時に船首部とA船が衝突したと本事故後に思った。

<p>分析</p>	<p>A船は、船長Aが、船首を南西方に向けて漂泊中、明石海峡大橋の写真撮影をしていたことから、B船が接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、A船の東側約20m離れたところで船首をA船の方に向け、アイドリング状態でA船と反対方向の写真撮影をしていたことから、西進してA船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が船首を南西方に向けて漂泊中、B船が西進中、船長A及び船長Bが写真撮影に意識を向けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、アイドリング状態の時には推力が発生していることを認識して航行すること。